

当別町ゼロカーボン推進計画策定事業業務委託
公募型プロポーザル企画提案説明書

1 業務の目的

本町では、令和2年3月に策定した「当別町第6次総合計画」における基本施策の一つである「活力あるまちづくり」を進めるための手法として「再生可能エネルギー利用の推進」を掲げ、再生可能エネルギーの活用による低炭素・脱炭素の取組と本町の地域振興や持続可能なまちづくり等を進めることを掲げている。

令和3年3月に行われた令和3年第1回定例会における「令和3年度町政執行方針」において、令和2年に策定した「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」における「再生可能エネルギー利用プロジェクト」及び「林業振興によるエネルギーの地域循環プロジェクト」を前進させることを通じ、『2050年までに、町全体のエネルギー供給を再生可能エネルギーで賄える体制を目指す。』ことを町長が表明した。これを踏まえて令和3年4月にゼロカーボンシティの表明を行い、2050年までにゼロカーボン達成を目標としている。

目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入量や温室効果ガス削減目標等のロードマップが必要であるため、ゼロカーボンに向けた中長期計画の策定を目的とする。

2 業務の概要

(1) 発注者

当別町長 後藤 正洋

(2) 業務名称

当別町ゼロカーボン推進計画策定事業業務委託

(3) 業務内容

ア 基本情報の整理

①地理的要因、再生可能エネルギー種類ごとの課題、各施策・計画の整理を行う。

【再エネ種類】

- ・太陽光、木質バイオマス、水力・小水力、風力、地中熱、廃棄物、その他に分類し、現在の導入量、今後の見込み、地理的要因、設備計画時、稼働時などに発生する課題等の整理

【施策・計画】

- ・当別町第6次総合計画（再生可能エネルギーの活用と省エネルギーの促進）
- ・地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編は策定済み、区域施策編はR5策定予定）
- ・当別町木質バイオマス熱利用事業化計画
- ・当別町立地適正化計画

②国内外の情勢を踏まえ、本町の目指す方向の整理を行う。

【中期目標 2030】

- ・温室効果ガス削減目標を2013年度比で46%以上削減に設定
- ・民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ実現

【長期目標 2050】

- ・温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で実質ゼロ実現（各部門ごとに整理）

イ 温室効果ガス排出量の推計

- ①温室効果ガス排出量の推計は、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策にかかわる参考資料」を参考に推計を行う。また、2030 年を中間地点と設定し、部門ごとについても推計を行う。
- ②人口、経済による BAU シナリオの変化、行政、民間における再エネ設備導入、省エネ対策の導入速度による脱炭素シナリオの変化の組み合わせをいくつかに絞り、最適な組み合わせとそうでない場合について推計する。

ウ 計画全体の目標の設定について

- ①将来ビジョンは国内外の情勢、本町の政策・施策を満たし、イメージしやすく、本町の課題を同時解決できる内容とする。
- ②将来ビジョンを中間地点である 2030 年までの中期目標と、2050 年までの長期目標の 2 段階で作成し、脱炭素シナリオを現実的かつ、実現可能な目標を設定する。
 - ・現時点で想定している目標
 - 中期目標 2030：温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で 46%以上削減に設定（民生部門の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロ実現）
 - 長期目標 2050：温室効果ガス削減目標を 2013 年度比で実質ゼロ実現（各部門ごとに整理）

エ 対策・施策の立案

- ①将来ビジョンの実現、本町の課題を同時解決できる施策を立案する。
 - ・人口減少に伴う産業の縮小、新型コロナウイルス感染の拡大に伴う経済への影響。地産地消の取り組みを増やし、地域経済を活性化していくこと。
 - ・これまでも再生可能エネルギーの導入は、率先して行ってきたところだが、2050 年のゼロカーボンに向けての将来ビジョン、具体的な脱炭素シナリオが描けていないこと。これらを同時解決する施策を立案。
- ②具体的施策は、2030 年までの中期目標、2050 年までの長期目標の 2 段階で立案する。

現時点で想定している具体的施策

 - A. 2030 年までの中期目標を実現する具体的な施策・取り組みを立案する。
 - ・再エネポテンシャルの最大活用
 - ・住宅建築物の省エネ及び再エネ
 - ・未利用熱、カーボンニュートラル燃料の活用
 - ・デジタル技術を活用した脱炭素の取り組み
 - ・資源利用の高度化
 - ・CO2 排出実質ゼロの電気、熱、燃料の融通
 - ・森林吸収源（26,000ha）の活用検討
 - B. 2050 年までの長期目標を実現する施策を、将来ビジョン、脱炭素シナリオの内容と合致し、わかりやすい内容で立案する。
 - ・2030 年までの施策をさらに推進、見直しし、基本的には工場、事業者、一般家庭においてそれぞれでゼロカーボンを目指し、行政はそれらを支援する。

- ・大規模ではない、小型風力、農業用水路を使った小水力発電など、身近で手軽に出来る再エネ電源の導入を推進する。

③再生可能エネルギー導入重点プロジェクトの検討

- ・短期的に推進すべき「再生可能エネルギー導入重点プロジェクト」を3事業程度検討し、具体的な事業スキーム、導入計画、導入スケジュール、概略事業性検討等を検討する。

オ 計画素案の合意形成

①意見交換会の開催（庁外ステークホルダーとの合意形成）

- ・町民、事業者の意見の反映や、業務部門（役場、町内事業者）、産業部門（JA・商工会等）、運輸部門（バス事業者、タクシー事業者）や、金融機関等からなる意見交換会を実施する。

(4) 成果物

- ア 当別町ゼロカーボン推進計画 2部（正・副）
- イ 当別町ゼロカーボン推進計画概要版 50部
アの推進計画の概略をまとめたもの
- ウ 業務報告書 2部（正・副）
- エ アからウの電子データ（CD-R） 1式

(5) 業務委託期間

契約締結の日から令和4年9月15日（木）まで

(6) 設計額（上限額）

9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者または複数の事業者等で構成する連合体とする。

(1) 共通要件

- ① 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。
- ② 受託者となった場合、履行期限内に当該事業の履行完了が可能な体制にあり、提案時の総括責任者が当該事業を一貫して担当すること
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ④ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑦ 法人税、道税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。

- ⑧ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- ⑨ プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。
- ⑩ 連合体の構成員が単独事業者または他の連合体の構成員として本事業のプロポーザルに参加するものでないこと。
- ⑪ 事業の確実な実施のため、総括責任者のほか業務に従事できるものが2名以上確保できる体制であること。

(2) 単独の事業者における資格要件

- ① 適正に業務を遂行するため、過去に本業務と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

(3) 連合体における資格要件

- ① 適正に業務を遂行するため、連合体の構成員が過去に本事業と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。
- ② 本事業の受託者となった連合体は、事業完了後3カ月を経過するまでの間は連合体を解消しないこととし、3カ月を経過後に成果品に瑕疵等が見つかった場合は、連合体の代表事業者が対応するものとする。

4 事務局

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係 担当 西脇 孝行

電話：0133-27-5089

FAX：0133-23-3206

メール：energy@town.tobetsu.hokkaido.jp

5 スケジュール（予定）

プロポーザルの公告	令和4年4月 8日（金）
参加表明書に係る質問書の提出期限	令和4年4月11日（月）
質問書に対する回答期限	令和4年4月14日（木）
参加表明書の提出期限	令和4年4月15日（金）
企画提案書提出要請	令和4年4月18日（月）
企画提案書に係る質問書の提出期限	令和4年4月25日（月）
質問書に対する回答期限	令和4年4月27日（水）
企画提案書の提出期限	令和4年4月28日（木）
企画提案書のヒアリング及び審査	令和4年5月 9日（月）

6 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（別記様式第1号）
- ② 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）

- ③ 申出書（別記様式第3号）
- ④ 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類
- (2) 参加表明書の提出部数
 - ① 別記様式第1号から第3号 各1部
 - ② 別記様式第1号から第2号に添付する資格実績確認書類 各1部
- (3) 参加表明書の提出方法
 - ① 提出方法
持参または郵送
※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - ② 提出場所
当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係
 - ③ 提出期限
令和4年4月15日（金）
- (4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答
 - ① 質問の方法
質問は、「参加表明書に関する質問書」（別記様式第4号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。
なお、企画提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。
 - ② 質問書の受付期間
令和4年4月11日（月） 午後5時まで
 - ③ 回答方法
質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和4年4月14日（木）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。
原則、再質問は受け付けない。
- (5) 参加要件の確認
参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）に対して、令和4年4月18日（月）までに企画提案書の提出を書面により要請する。
参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和4年4月18日（月）までに、その旨を通知する。

7 参加表明書等の記入上の留意事項

- (1) 参加表明書（別記様式第1号）
 - ① 代表者印（連合体の場合は代表事業者印）を押印のうえ、提出すること。
 - ② 担当者の電子メールアドレスを記入すること。
 - ③ 代理人や支店長など代表権のない者の代表者印で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

- ④ 単独事業者又は連合体構成員すべての登記事項証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）
 - ⑤ 単独事業者又は連合体構成員すべての納税証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税（税務署納税証明書その3の3）、道税（道税事務所納税証明書「資格審査請求」、道が賦課徴収するものに限る。）、町税（課税対象法人に限る、当別町税務課発行の納税証明書）とする。
 - ⑥ 連合体は、前2号で定める書類のほか協定書及び委任状の写しを提出すること。
 - ⑦ その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。
- (2) 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）
- ① 総括責任者は受託者となった場合、当該事業を一貫して担当すること。
 - ② 事業の確実な実施のため、総括責任者のほか業務に従事できる者が、2人以上確保できる体制であること。連合体にあつては、構成員の中で2名以上確保できる体制であること。
 - ③ 過去の実績の対象は、令和元年4月1日以降に、本件と関連又は類似するような業務とする。
 - ④ 実績が複数ある場合は、同種業務の実績を優先し、かつ規模の大きいものから5件まで記入することができる。なお、記入した業務については、契約書（鑑）の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、事業の概要が確認できる書類を提出すること。
 - ⑤ 業務実績の添付に当たっては、A4版縦1枚とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。
 - ⑥ 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。
- (3) 申出書（別記様式第3号）
- ① 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

8 企画提案書の提出方法

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書 別記様式第5号
- (2) 企画提案書の提出部数
- ① 企画提案書 正本1部、副本9部
様式5の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。
- (3) 企画提案書の提出方法
- ① 提出方法
持参または郵送
※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時（最終日は午後1時）までとする。
郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - ② 提出場所
当別町経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係
 - ③ 提出期限
令和4年4月28日（木） 午後1時必着
- (4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答
- ① 質問の方法

質問は、「企画提案書に関する質問書」（別記様式第6号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

② 質問書の受付期間

令和4年4月25日（月） 午後5時まで

③ 回答方法

質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和4年4月27日（水）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

原則、再質問は受け付けない。

9 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

- ① 文章の文字サイズは8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。
- ② 企画提案書のサイズはA4版縦を基本とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。
- ③ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 企画提案を求める事項

なお、企画提案を求める事項については以下の観点を中心に評価するので留意すること。

① 業務処理体制及び計画について

- ・会社の主な業務経歴、業務従事者、業務処理体制、業務処理スケジュールについて記載すること。

② 基本情報の整理

- ・地理的要因、再生可能エネルギーの種類ごとの課題等の整理について、十分検討されているか。

③ 温室効果ガス排出量の推計

- ・温室効果ガス排出量の推計に向けた手法について、十分に検討されているか。
- ・脱炭素シナリオに向けた推計手法について、十分に検討されているか。

④ 計画全体の目標の設定について

- ・将来ビジョン作成にあたる本町の課題を同時解決する手法について、十分に検討されているか。
- ・2030年までの中期目標と2050年までの長期目標の設定手法について、十分に検討されているか。

⑤ 対策・施策の立案

- ・将来ビジョンの実現、本町の課題を同時解決できる施策の立案手法について、事業を効果的に実施できるものとなっているか。
- ・2030年までの中期目標と2050年までの長期目標に向けた具体的施策の立案手法について、事業を効果的に実施できるものとなっているか。
- ・再生可能エネルギー導入重点プロジェクトの検討手法について、事業を効果的に実施できるものとなっているか。

⑥ 計画素案の合意形成

- ・計画策定に必要な情報交換や意見集約にかかる手法を提案するための考え方が、十分に検討されているか。

- (3) 業務処理に係る積算等
事業費の積算にあたっては、「2 業務の概要」を参考とすること。

10 プロポーザル審査会における受託者の選定

- (1) プレゼンテーション及びヒアリング
- ① 実施日時（予定）
令和4年5月9日（月） 時間未定
 - ② 実施場所
当別町役場第2庁舎 2階会議室（石狩郡当別町白樺町58番地）
 - ③ プレゼンテーションに出席する者は、別記様式第5号に記載された総括責任者及び業務従事者のうち3名以内とし、総括責任者は原則として出席することとする。なお、代理者の出席及び指定された者以外の出席は原則として認めない。
 - ④ プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。
- (2) 企画提案の審査
企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本事業における理解度、企画提案の実現性、独創性等を総合的に評価し、最優秀者1者及び次席者1者を選定する。
- (3) 選定事業者の通知
審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

11 業務の委託契約

- (1) プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。
- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。
 - ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。

- (9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (10) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。